

平成20年8月18日

和光市教育委員会 様

和光市立学校選択制実施委員会
会長 狩野浩二

和光市立学校の学校選択制の実施について（答申）

平成20年5月13日より4回に渡って実施した当実施委員会は、標記の件について、鋭意検討し、慎重審議の結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 小学校選択制の実施

市内全学校の教育環境の適正化を図るため、当分の間、選択可能小学校区を次のように定め実施する。

白子小学校区の児童は、新倉小学校を選択することができるものとする。

第四小学校区の児童は、広沢小学校を選択することができるものとする。

広沢小学校区の児童は、本町小学校を選択することができるものとする。

2 中学校選択制の実施

市内全地域で全中学校を対象とした学校選択制を実施することが望ましい。しかし、総教室数の関係により、当分の間、選択可能中学校を次のように定め実施する。

和光市全域において第二中学校を選択することができるものとする。

3 変更の期日及び方法

小学校、中学校とも平成21年度新1年生より選択を可能とし実施していく。

現在在籍している児童生徒については、選択権はないものとする。

選択対象校において受け入れ可能児童数、生徒数を決め実施する。

小学校1年生の入学に際し、すでに兄弟が他校に在籍している場合にのみ、どちらの学校に通学するかを保護者が選択できるものとする。

4 付帯事項

児童の登下校の安全を十分に図るため、通学路の整備と安全の確保については、教育委員会が可能な措置を実施するものとする。

細部については、教育委員会において決定し、円滑な実施に努める。